

「教養教育」評価報告書

(平成12年度着手継続分 全学テーマ別評価)

神 戸 大 学

平成15年3月
大学評価・学位授与機構

大学評価・学位授与機構が行う大学評価

大学評価・学位授与機構が行う大学評価について

1 評価の目的

大学評価・学位授与機構（以下「機構」）が実施する評価は、大学及び大学共同利用機関（以下「大学等」）が競争的環境の中で個性が輝く機関として一層発展するよう、大学等の教育研究活動等の状況や成果を多面的に評価することにより、その教育研究活動等の改善に役立てるとともに、評価結果を社会に公表することにより、公共的機関としての大学等の諸活動について、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していくことを目的としている。

2 評価の区分

機構の実施する評価は、平成 14 年度中の着手までを試行的実施期間としており、今回報告する平成 13 年度着手分については、以下の 3 区分で、記載のテーマ及び分野で実施した。

- 全学テーマ別評価（教養教育（平成 12 年度着手継続分）、研究活動面における社会との連携及び協力）
- 分野別教育評価（法学系、教育学系、工学系）
- 分野別研究評価（法学系、教育学系、工学系）

3 目的及び目標に即した評価

機構の実施する評価は、大学等の個性や特色が十二分に発揮できるよう、当該大学等が有する目的及び目標に即して行うことを基本原則としている。そのため、大学等の設置の趣旨、歴史や伝統、人的・物的条件、地理的条件、将来計画などを考慮して、明確かつ具体的に目的及び目標が整理されることを前提とした。

全学テーマ別評価「教養教育」について

1 評価の対象

本テーマでは、学部段階の教養教育（大学設置基準に示されている「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養する」ための教育）について、各大学が整理した教養教育の目的及び目標を実現するための取組状況及びその達成状況等について、評価を実施した。

この定義から、本評価では一般教育の内容を全部又は一部含む教育を対象とし、教養学部等における専門教育は取り扱わなかった。

対象機関は、設置者（文部科学省）から要請のあった、国立大学（大学院のみを置く大学及び短期大学を除く 95 大学）とした。

2 評価の内容・方法

評価は、大学の現在の活動状況について、過去 5 年間の状況の分析を通じて、次の 4 つの評価項目により実施した。

- 実施体制、
- 教育課程の編成、
- 教育方法、
- 教育の効果

3 評価のプロセス

- (1) 評価の準備のため、各大学の目的及び目標、取組状況等を調査し、実状調査報告書として平成 13 年 9 月に公表した。
- (2) 大学においては、機構の示す要項に基づき自己評価を行い、自己評価書（根拠となる資料・データを含む。）を平成 14 年 7 月末に機構へ提出した。
- (3) 機構においては、専門委員会の下に、専門委員会委員及び評価員による評価チームを編成し、自己評価書の書面調査及びヒアリングの結果を踏まえて評価を行い、その結果を専門委員会で取りまとめ、大学評価委員会で平成 15 年 1 月に評価結果を決定した。
- (4) 機構は、評価結果に対する対象大学の意見の申立てのを行った後、最終的に大学評価委員会において平成 15 年 3 月に評価結果を確定した。

4 本報告書の内容

「対象機関の概要」、「教養教育に関するとりえ方」及び「教養教育に関する目的及び目標」は、当該大学から提出された自己評価書から転載している。

「評価項目ごとの評価結果」は、評価項目ごとに、「目的及び目標の達成への貢献の状況」（「目的及び目標で意図した実績や効果の状況」として、活動等の状況と判断根拠・理由等を記述し、当該評価項目全体の水準を以下の 5 種類の「水準を分かりやすく示す記述」を用いて示している。

- ・十分に貢献している。
- ・おおむね貢献しているが、改善の余地もある。
- ・かなり貢献しているが、改善の必要がある。
- ・ある程度貢献しているが、改善の必要が相当にある。
- ・貢献しておらず、大幅な改善の必要がある。

（教育の効果の評価項目では、「挙がって」と、「余地もある」を「余地がある」と記述している。）

なお、これらの水準は、当該大学の設定した目的及び目標に対するものであり、大学間で相対比較することは意味を持たない。

また、評価項目全体から見て特に重要な点を、「特に優れた点及び改善を要する点等」として記述している。

「評価結果の概要」は、評価に用いた観点及び当該評価項目全体の水準等を示している。

「意見の申立て及びその対応」は、評価結果に対する意見の申立てがあった大学について、その内容とそれへの対応を併せて示している。

「特記事項」は、各大学において、自己評価を実施した結果を踏まえて特記する事項がある場合に任意記述を求めたものであり、当該大学から提出された自己評価書から転載している。

5 本報告書の公表

本報告書は、大学及びその設置者に提供するとともに、広く社会に公表している。

対象機関の概要

大学から提出された自己評価書から転載

- 1 機関名：神戸大学
- 2 所在地：兵庫県神戸市
- 3 学部・研究科構成
(学 部)文, 国際文化, 発達科学, 法, 経済, 経営, 理, 医, 工, 農
(研究科)文学, 総合人間科学, 法学, 経済学, 経営学, 医学系, 文化学, 自然科学, 国際協力
- 4 学生総数及び教員総数
学生総数 16,181 名 (うち学部学生数 11,959 名)
教員総数 1,310 名
- 5 特徴

本学は、神戸経済大学、同予科及び附属経営学専門部、姫路高等学校、神戸工業専門学校、兵庫師範学校及び兵庫青年師範学校を前身に、文理、教育、法、経済、経営、工の6学部及び経済経営研究所からなる社会科学系中心の新制大学として昭和24年に発足した。その後、文理学部が文学部と理学部に分離(昭和29年)、兵庫県立神戸医科大学と兵庫県立兵庫農科大学を国立移管し、医学部と農学部を設置した(昭和39年及び昭和41年)。また、昭和38年には一般教育の担当部局として教養部を学内措置で設置し、翌年それが省令で認められた。それ以後、教養部は一般教育の理念の実現に向け、絶えず教育内容の検討とカリキュラムの改革への取り組みを行っていたが、その取り組みが大学設置基準の大綱化を機会に実を結び、全国に先駆けて教養部を廃止して国際文化学部を、また、教育学部を発達科学部に改組した結果、人文・人間科学、社会科学、自然科学の学術系列を整備した総合大学へと発展した。

それを機に、従来の一般教育科目と専門教育科目の区分を廃止し、一般教育と専門教育の有機的な連携を図ることを意図して、4年(医学部医学科は6年)一貫教育の体制に再編成するとともに、教員組織における二重構造を解消して一般教育等の授業担当責任を全学に及ぼすことが実現した。その上で、人文科学・社会科学・自然科学の3分野の学部がバランスよく編成されているという本学の特色を活かして、教養教育にコア・カリキュラムの考え方を導入し、全ての学生が履修する授業科目に再編し、各学問分野の最先端の研究に従事する教員が担当するようにした。

教養教育に関する考え方

大学から提出された自己評価書から転載

- 1 基本的な考え方
大学における教育にとって重要なことは、専門的な知識の依って立つ基盤や内包する矛盾を指摘し、常に複眼的に思考するように学生を訓練し、将来遭遇するかもしれない様々な状況に学生が的確に対応できるような知性を育むことである。そのことを通して、現代社会に必要な幅広い教養豊かな人間性を育成する。
そこで、本学の教養教育は、卒業生が4(あるいは6)年を通じて共通して修得することが求められる資質や能力について、全学部の学生を対象に全学的に提供される教育で、以下の3本の柱で構成される。

自律的な学習態度と学習技能、幅広い視野と柔軟な思考、総合的な理解力・判断力及び豊かな人間性と高い倫理性といった、個別の専門教育には還元できない資質や能力の育成を目指す教育(教養原論など)専門教育も含めた4(6)年の学部教育の基盤となる能力の育成を目指す教育(外国語科目など)複数学部の専門教育に共通して求められる基礎的な教育(専門基礎科目)

- 2 学部段階の教育の中での位置付け
教養教育は、学生とりわけ大学初年次の学生にとって、学問への真の動機付けとなる可能性のある重要な教育であり、その主眼は総合大学としての利点を活かし、専門教育に不可欠な多様な非専門教育を提供することにある。そこで、本学の学部段階の教育体制は、4(6)年一貫教育のカリキュラム編成を堅持しながら、本学の全学生に知的市民としての使命の自覚を促すための教養原論を中心に掲げるとともに、それぞれの専門における学識を深めさせる専門基礎教育、その両者を実現するために必須となる外国語教育という構成によって、教養教育と専門教育とを有機的に連携させようとしている。

- 3 専門教育との関係
教養教育とは、4(6)年一貫教育の中で専門的な知識体系という縦系に対して、いわば横系となって学生の専門知識を結合し、部分的に不完全な知識を互に関連づけたり、補強したりする役目を担うものである。すなわち、教養教育は決して専門教育の予備的役割を果たすのではなく、両者が大学における人間関係の営みの中では相補的關係にあるべきと考えられる。

教養教育に関する目的及び目標

大学から提出された自己評価書から転載

1 目的

本学の大学（学士課程）教育は、4(6)年の一貫教育を通じて、学生の専攻に係る専門的学識ばかりでなく、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養することによって、学生を専門的素養のある教養人として社会に送り出すことを目指している。従って、前者の「専門教育」と後者の「教養教育」は、大学における人間形成の営みの中では相補的關係にあるべきと、見なされる。

本学では、昭和 38 年に設置された教養部が一般教育を、各学部が専門教育を担当し、教養部が担当する一般教育においては、専門に偏らない幅広く深い教養を身につける教育、いわゆる「教養教育」を行ってきた。しかし、入学時に既に専攻の決まった学生に、最初の 1 年半(2 年)にわたって一般教育を教養部が提供するシステムは、学生の勉学意欲を著しく損なうとともに、本来は「相補的」であるべき教養教育と専門教育が、制度的・組織的・時間的・内容的に分断される結果をもたらした。

そこで、平成 3 年の大学設置基準の大綱化を契機に、大学全体の教育体制の見直しを行い、従来的一般教育科目と専門教育科目の区分を廃止し、1 年次から 2~3 年間にわたって教養教育を含む一般教育を学生が同時並行的に履修できる 4(6)年一貫教育体制に改めた。これは、大学での学習への動機付けが極めて重要であるとの判断から、各学部・学科がその理念・目的に則り、1 年次から 4(6)年間にわたって基礎教育から始まる体系的な専門教育の提供を可能とするためである。

本学の教養教育の目的は、「学生の『人間と社会、人間と自然』に関する幅広い知識と深い洞察力を培い、これに基づいた創造力を涵養するとともに、知的教養人としての使命の自覚を促し、ますます複雑化していく社会の中で適正な批判力と判断力をもって行動しうる知性と能力及び豊かな人間性を育む」ことである。

2 目標

本学の教養教育は、全体的な見地から個々の専門分野が俯瞰できる能力を養成し、人間性あふれた人格を陶冶するために、人類の知的営為の上に積み上げられてきた科学的な「知識」と人間的な「智慧」の総体を、全ての学生が修得することを目指している。そのために、本学では従来的一般教育科目に相当する部分を、「教養教

育に関するとらえ方」で示した 3 本の柱で構成する「全学共通授業科目」として再編し教養教育を実施している。

(1) 専門教育には還元できない資質や能力を養成する教育科目

「教養原論」と「その他必要と認める科目」の中の「総合教養科目」で編成する。全学共通授業科目の根幹をなす教養原論は、膨大な知と智のエッセンスを主要な学問分野に分節化し、かつ教養教育の目的に最適化した、体系的な「コア・カリキュラム」科目で、これを本学の教養教育に「共通する」、「基礎」であり「核」としてとした。すなわち、大学卒業生として普遍的に有すべき「知識」と「智慧」を、大学側が人文・社会・自然の 3 分野について、各分野に 3 主題ずつ教育内容を編成し、全ての学生が履修するようにしたのが、教養原論である。その目標は以下の通りである。

各学問分野のものの見方、考え方、学び方を理解する。

学問への動機付けを行う。

各学問分野間の有機的な関連を理解する。

また、学際的で総合的な知と智のあり方を問う場として総合教養科目を複数開講し、多様な知と智を統合し総合する能力の養成を図っている。

(2) 学部教育の基盤となる能力育成を目指す教育科目

「外国語科目」、「健康・スポーツ科学」、「情報処理教育科目(現在は専門基礎科目に含めている)」で編成する。外国語科目の目標は以下の通りである。

外国語の読む・書く・聞く・話すといった運用能力を修得する。

外国の文化・歴史・社会・生活などを理解する。

多角的な思考と多様な表現力を身につける。

健康・スポーツ科学は、健康に関する全ての学問を学際的な視野のもとで総合化し、新しい総合人間科学としての健康科学を理解することを目指している。

(3) 専門基礎教育

専門教育の前提として理解しておくべき知識・技能の教育。なお、新入生に対して大学での学習意欲を喚起し、学生と教員がパーソナルな人間関係を深め、大学で学ぶことの意義や学び方を学習する場としての基礎ゼミなどは、各学部・学科の専門性を考慮して、これを専門教育科目の中に位置付け、「転換教育科目」として、各学部・学科の責任において開講している。

評価項目ごとの評価結果

1. 実施体制

目的及び目標の達成への貢献の状況

教養教育の実施組織に関する状況について

教養教育の教育内容、教育課程の編成及び教育体制に関する組織として大学教育委員会が、また教養教育の編成・実施組織として大学教育研究センター運営委員会がある。前者は、学長を議長に副学長と各部局長及び大学教育研究センター長で構成され、後者は、大学教育研究センター長を議長に副センター長、センター研究部専任教員、部局代表及び教科集団代表で構成されている。教養教育の責任を担う大学教育研究センターは、これら二つの委員会に参加することによってリーダーシップを発揮しようと努力している。これらのことから相応である。

教養教育を担当する教員体制としては、14の教科集団を組織している。この教科集団は、旧教養部所属教員、旧教養部教員が分属した学部の教員で旧教養部教員と専門が同じとみなされる教員、そしてセンター運営委員会が委嘱した教員で構成されている。しかし、平成3年の一般教育等の授業担当責任を全学に及ぼすという評議会決定が達成されない状況がある(教科集団への参加率：約40%)。これらのことから一部問題があるが相応である。

常勤の教員だけでは賅えない授業のために非常勤講師を任用している。授業担当における非常勤講師担当の割合は、40%を超えており、決して低い値とはいえないが、講義内容等も考慮されて採用している様子も伺え、相応である。

教養教育への支援としては、教務職員や事務補佐員及び技能補佐員の採用やTAの活用がある。また、障害を持った学生のための支援に関しては、大学教育研究センターに設けられた委員会がその任を果たしており、相応である。

教養教育を検討するための組織としては、大学教育委員会に設置された教養教育専門委員会があり、そこで検討され提案された事項の具体化には、全学共通教育等検討WGがあたっている。そして、実施に向けた調整は、大学教育研究センターの運営委員会で行われており、相応である。

目的及び目標の周知・公表に関する状況について

教養教育の目的及び目標の周知に関しては、主に大学教育研究センターが担当している。教職員に対しては、「全学共通授業科目実施に関する規則・内規等」やリーフレットをセンターが毎年発行している。また、学生に対してはセンター季報のThe Kuriheを発行することや、センターのホームページの活用によって周知に努めている。もちろん、入学時のガイダンスも行

っている。これらの効果については測定されていないが、相応である。

学外者への教養教育の公表については、大学教育研究センターのホームページやリーフレットで行われているものの、学内の周知・公表に比べて工夫の必要がある。一部問題があるが相応である。

教養教育の改善のための取組状況について

平成12年度から大学教育研究センターが開講する授業について、学生による授業評価を実施している。評価項目としては、受講生の態度、教員の授業での行動や授業内容、及び授業の効果などがあり、集計結果と分析の概要は、The Kuriheで公表されている。また、この結果は教員個人と教科集団に授業改善の資料として報告されている。そして、フィードバックの具体的な状況については、教科集団から大学教育研究センター運営委員会に報告することになっており、相応である。

大学教育研究センターの設置以降、毎年高等教育に関する研究会を開催し、広義のファカルティ・ディベロップメント(FD)を行ってきている。そして、教養教育の研究会や講演会も数多く開かれてきた。出席した教員数は多いとはいえないが、相応である。

教養教育の取組状況や問題点の把握は、大学教育研究センターに設置された評価専門委員会が行っている。この委員会に基礎的なデータを提供するのは、センター研究部と各教科集団である。従って、日常の点検を行っている場合とそうでない場合ではデータに温度差がある。この改善に取り組んでもおり、相応である。

評価専門委員会で集約された問題点は、センター運営委員会で議論され、改善方策を決定しており、相応である。

貢献の程度(水準)

これらの評価結果を総合的に判断すると、目的・目標の達成にかなり貢献しているが、改善の必要がある。

特に優れた点及び改善を要する点等

平成14年度に「神戸大学教育憲章」を制定し、学長のもとでの教育改善に向けた議論を続けており、また、大学教育研究センターを中心として学生による授業評価と教員の評価を行っており、それらを合わせて改善点を追求するシステムは特色ある取組である。

ただ、平成3年の一般教育等の授業担当責任を全学に及ぼすという評議会決定が達成されない状況があり、改善を要する点である。

2. 教育課程の編成

目的及び目標の達成への貢献の状況

教育課程の編成に関する状況について

教養教育の教育課程は、**全学共通授業科目**で編成されており、その根幹に「**教養原論**」を位置づけている。この科目に加えて、「**外国語科目**」、「**健康・スポーツ科学**」、「**専門基礎科目**」、「**資格免許のための科目**」及び「**その他必要と認める科目**」がある。この教育課程は、大きく三つの柱で編成されている。つまり、**学際的・総合的な資質や能力の育成のための「教養原論、総合教養科目」、学部教育の基盤となる能力の育成のための「外国語科目、健康・スポーツ科学等」、そして専門教育に共通して求められる基礎的な能力の育成のための「専門基礎科目」**である。また、学生の多様な履修を可能にするために、履修科目の決定にあたっては**選択制**を適用している。これらから、幅広い教養ばかりではなく、**国際的に通用する人間性豊かな知的市民の育成**を図っている。対象学生は少ないものの**既修得単位認定制度**の活用も図っている。これらは、当該大学の教養教育の目的・目標に合致するものである。これらことから相応である。

教養課程の編成と実施については、1年次では多様な履修を可能にすることや、積み上げ方式の採用から**専門分野の教養原論と専門基礎科目**、及び**外国語科目**を履修し、2年次では**専門外の教養原論**などを履修することになっている。教養教育に関する卒業要件単位数は、学部によって異なるが、25単位から49単位まで幅がある。教養原論の履修にあたっては、各学部ともに他分野（学部によっては**自分野も履修**）を履修することになっており、12単位から20単位必要とされている。外国語については、全ての学部が**二カ国語を必修**としている(4-6単位)。また、**健康・スポーツ科学**も各学部の**必修科目**となっている(1単位)。このように、授業科目の年次配当等の実施形態は、相応である。

当該大学においては、教養教育は各学問分野の内容を教育するだけでなく、**縦割り専門分野を越えて学際的、総合的などに構築し直した内容**でなければならないとの認識を持っている。従って、**専門的な知識体系という縦系**に対して、教養教育は**横系の役割**を果たすことになっている。つまり、教養教育は**専門教育の相補的な役割**を果たすことはあっても、その**予備的役割**を果たすものではないとの考え方である。この考え方が尤も顕著に表れているのが、**教養原論の履修**である。1年次には**専門分野の教養原論**を、2-3年次には**専門外分野の教養原論**を履修することになっている。特に後者は、教養教育の**高学年履修の実績**となりつつある。これらことから相応である。

授業科目の内容に関する状況について

高等学校教育から大学教育への適応を支援する、いわゆる転

換・導入教育の具体化は見られないが、教養教育の根幹としての教養原論の位置づけや内容には工夫が見られる。つまり、教養原論を教養教育に共通する基礎であり、核であるとして、**人文・社会・自然の各分野にそれぞれ3主題**を配している。ちなみに、**人文分野**では、「**人間形成と文化**」、「**文学と芸術**」、「**歴史と社会**」、**社会分野**では、「**人間と社会**」、「**現代社会と法・政治**」、「**現代社会と経済**」、また、**自然分野**では「**自然と環境**」、「**自然の構造**」、「**数理の世界**」が、**テーマ**となっている。それぞれは、**専門分野にこだわらずに学生が幅広い教養を身につける機会を提供するとともに、多様な分野の教員が参加する形を取っている**。これらことから相応である。

また、教育課程と授業科目の内容との一貫性については、教養原論では**専門教育とのつながりや学生のニーズから自分野を1年次に、専門外を2-3年次に履修**させている。もう一つの例として、**外国語第 Ⅱ**では**従来主として読解力の育成**を行ってきたが、**読解力と合わせて聴取力や会話力も重視**するという考え方に沿って、**読解力中心のリーディングと聴取力を中心としたオーラル授業を履修**させることになった。そして、**文章表現能力等の更なる能力の向上を望む学生には選択科目を用意**している。これらことから相応である。

貢献の程度（水準）

これらの評価結果を総合的に判断すると、目的及び目標の達成におおむね貢献しているが**改善の余地**もある。

特に優れた点及び改善を要する点等

教養教育は**専門教育の相補的な役割**を果たすことはあっても、その**予備的な役割**を果たすものではないとの認識から、**学際的で多様な教員が参加する教養原論**を設け、それを教育課程の核に位置づけていることは**特色ある取り組み**である。また、その履修方法にも工夫が見られる。

一方、教養教育の目的・目標の達成には、**導入・転換教育の実施及び学生の興味等に応じて主体的な学習を促進する体制の整備・充実も必要**であり、**改善を要する点**である。

3. 教育方法

目的及び目標の達成への貢献の状況

授業形態及び学習指導法等に関する取組状況について

授業科目の目標と特性に応じて、クラスサイズが適正になるように努力している様子は伺えるが、自由選択制を大幅に認めているため、特徴ある授業である「教養原論」においても100名を超える大人数授業が多く存在している。もちろん、大人数では授業目標の達成が困難と思われる外国語科目や健康・スポーツ科学の実技においては50名のクラスでの授業が行われている。ただ、講義形式の大人数授業にあっては視聴覚教材の利用やデモンストレーションを取り入れ、非専門の学生にも分かりやすい授業を展開しようという試みは行われている。また、少人数の授業である外国語科目のなかにあっても、寸劇やスピーチコンテストなどを取り入れ、学生の動機付けを図っている授業も見られる。自由選択制維持と大人数授業の解消は難しい問題であるが、学生の授業への参加と探究能力の育成という観点を忘れてはならない。これらのことから一部問題があるが相応である。

シラバスは、授業内容のみならず担当教員の研究室やオフィスアワーを明記し、学生と教員との接触が取りやすいように工夫されている。また、印刷物での配布をやめ、インターネットでの一般公開に切り替えている。学生は、自由選択制のもとシラバスによく目を通しているようである。また、授業の予習や復習に役立つ内容を新たに加えて、授業前に配布し、授業への取り組みを促進しようと試みている教員も存在する。これらのことから、相応である。

授業時間外の学習指導法としては、オフィスアワーが設定されており、シラバスにも明記されている。これがどのように活用されているかについての統計はないが、相応である。

実験や実習の授業では、教務支援職員が教員の補佐を行っている。また、TAは実験・実習のみならず講義科目にも配置され、学生の指導や教官とのパイプ役を果たしている。TAが重要であるとの認識は大きく、相応である。

個々の学生の学力への対応としては、専門基礎科目でリメディアル教育や準備教育等が行われており、相応である。

学習環境（施設・設備等）に関する取組状況について

授業に必要な講義室等は概ね充足されているが、外国語の時間帯には過密状況が生じる。LL教室については、稼働率は高い。学期区分の変更により空調設備が必要となっているが、十分な手当がなされていない。教育用の備品の更新については、歩みは遅いものの努力がなされている。これらのことから相応である。

教養教育を受ける学生たちが自主的な学習を行う主要な施設

は、大学教育研究センターの自習室及び学部の五つの自習室である。前者にはパソコン設備や語学トレーニング用設備もある。利用時間は、ほぼ20時までとなっている。学生数を考えると十分とは言えないが、相応である。

教養教育を受講中の学生を対象として国際・教養系図書室がある。蔵書は、46万5千冊と多く、毎年拡充されている。夜間開館や土曜開館にも取り組んでいて、利用学生数も多い。教養教育用としての図書室があり、その充実も的確に図られている。これらのことから優れている。

IT学習環境としては、パソコン100台を備えた情報処理教育演習室があり、増設も行われている。学生の利用率も高く、自習室としても機能している。これらのことから相応である。

成績評価法に関する取組状況について

成績の評価については、全学共通授業科目のシラバスに十分なスペースを設け、担当教員が評価の基準や手段を明記するようになっている。また、内規によって期末試験だけではなく、授業への積極的な参加やレポートなど多面的な評価を行うとの取り決めがなされている。しかし、同一授業科目での成績評価の基準は出されていない。これらのことから、一部問題があるが相応である。

平成5年から10年にかけて行われた調査では、受講放棄者を除いて90%以上が単位を取得している。授業評価のアンケート結果と合わせると、出席状況や予習や復習の時間に問題がある学生も存在する教養原論などにおいても80%以上が合格という判定になっている。これらの成績評価については、担当教員に任されている状況にある。これらのことから、一部問題があるが相応である。

貢献の程度（水準）

これらの評価結果を総合的に判断すると、目的及び目標の達成にかなり貢献しているが、改善の必要がある。

特に優れた点及び改善を要する点等

自由選択制を導入していることもあって、シラバスの記載内容の改善に積極的に取り組み、それをインターネットで公開している点は特色ある取組である。

さらに、全学共通教育用の図書室を持ち、蔵書の充実を図るとともに開館時間を延長して学生の利用の活性化を試みていることは特色ある取組である。

ただし、成績評価の厳格性については、同一授業科目での成績評価の基準は出されておらず、担当教員に任されており、改善を要する点である。

4. 教育の効果

目的及び目標で意図した実績や効果の状況

履修状況や学生による授業評価結果から判断した教育の実績や効果について

平成9年度から13年度にかけて、カリキュラムや履修要件に伴う若干の変動は見られるものの、学生の履修状況や合格率に大きな変化はない。学生は、期間内に履修すべき科目を履修し、単位を修得している。全学共通授業科目の合格率は、低い合格率である教養原論でも80%であり、他の外国語科目や健康スポーツ科学は90%以上である。評価の厳格さの問題はあるが、履修状況は、相応である。

学生の授業評価によれば、全学共通教育の授業について科目名と内容が一致しているとの評価を行っている。また、学生たちは授業によく出席しているようである。平成13年度の結果にも表れているが、教養原論、外国語、健康・スポーツ科学などに共通して見られることは、教員の教授に際しての態度や学生への親切度への好感と高い授業への満足度である。ただ、クラスサイズには多くの不満を持っているようであり、それが学生による授業評価の数値(5段階尺度の2.75)としてに表れている。さらに、教育課程の三本柱の一つである専門基礎科目については、他の柱の授業科目の理解度についての評点が3を超えているにもかかわらず、3を超えられない状況にある。また、アンケートの中に、直接的に教育効果を聞く項目が少なく、それを明確に確認することができない。これらのことから、一部問題があるが相応である。

専門教育履修段階や卒業後の状況等から判断した教育の実績や効果について

平成14年2月に行われた教員を対象とした全学共通教育の教育効果に関する調査において、教育目標である「豊かな人間性」、「知識人としての使命」、及び「創造力」の達成度は低いと評価している。また、「英語を聞き話す能力」や「英語以外の外国語」については特に厳しい見方をしている。一般的に、教員は全学共通教育の効果について十分な効果が挙げているとは捉えていない。そして、教員はこの原因を、全学共通教育のカリキュラムやそれらの内容にあると考えている。その結果、それらを改善することを始めとして全学共通教育の枠組みの改善を望んでいる。この一方で、学部教育との連携を密にすることによって改善が図れるとも考えている。当該大学が、教養教育の理念のなかで述べている横系の役割、つまり、教養教育は専門教育の予備的役割を果たすものではなく、人間形成の上で相補的に働くものであるとの認識を新たにして、そのあり方を議論する必要がある。これらを総合的に判断して、一部問題があるが相応である。

学生による全学共通教育の教育目標の達成度は、ややマイナスの評価になっている。特に、英語や健康・スポーツ、そして情報処理の分野で培うべき能力に対して厳しい評価がなされている。健康・スポーツや情報処理に関する評価は、教員のものと比べると低く、両者に乖離が見られる。また、文系と理系で比べると、専門基礎科目を除き、全学共通授業科目全体及び授業科目ごとの教育目標達成に関する評価は、文系が理系を上回っている。この原因は、理系の学生が受講する人文・社会分野の教養原論に多人数授業が多いことにも関係している。これらのことから一部に問題があるが相応である。

卒業生の全学共通教育の目標達成についての評価は、在学生とよく似ている。つまり、英語と健康・スポーツに関する目標達成について厳しい評価をし、文系学部卒業生の方が自然系学部卒業生よりも全学共通教育の目標達成度について高い評価をしている。この厳しい評価や在学生と同様な傾向である原因については十分な分析はなされていない。しかし、卒業生から意見の聴取を行い、改善に取り組みうとしてみる。これらのことから、相応である。

実績や効果の程度(水準)

これらの評価結果を総合的に判断すると、目的及び目標で意図した実績や効果はかなり挙がっているが、改善の必要がある。

特に優れた点及び改善を要する点等

ここでは、前述の評価結果から、特に重要な点を、特に優れた点、改善を要する点、問題点として記述することとしているが、該当するものがなかった。

評価結果の概要

1. 実施体制

この項目では、当該大学が有する目的及び目標に照らして、(1)教養教育の実施組織に関する状況、(2)目的及び目標の周知・公表に関する状況、(3)教養教育の改善のための取組状況の各要素について評価を行い、その結果を取りまとめている。

各要素の評価においては、教養教育に関連する組織、教養教育を担当する教員体制、教養教育への支援、教養教育を検討するための組織、教養教育の目的及び目標の周知、学外者への教養教育の公表、学生による授業評価、ファカルティ・ディベロップメント(FD)、教養教育の取組状況や問題点の把握、問題点を改善に結びつけるシステムの各観点に基づいて評価を行っている。

これらの評価結果を総合的に判断すると、目的・目標の達成にかなり貢献しているが、改善の必要がある。

「特に優れた点及び改善を要する点等」としては、平成 14 年度に「神戸大学教育憲章」を制定し、学長のもとでの教育改善に向けた議論を続けており、また、大学教育研究センターを中心として学生による授業評価と教員の評価を行っており、それらを合わせて改善点を追究するシステムを特色ある取組として、平成 3 年の一般教育等の授業担当責任を全学に及ぼすという評議会決定が達成されない状況を改善を要する点として取り上げている。

2. 教育課程の編成

この項目では、当該大学が有する目的及び目標に照らして、(1)教育課程の編成に関する状況、(2)授業科目の内容に関する状況の各要素について評価を行い、その結果を取りまとめている。

各要素の評価においては、教養教育の教育課程、教養課程の編成と実施授業科目の年次配当等の実施形態、教養教育と専門教育の関係、高等学校教育から大学教育への適応を支援する、いわゆる転換・導入教育、教育課程と授業科目の内容との一貫性の各観点に基づいて評価を行っている。

これらの評価結果を総合的に判断すると、目的及び目標の達成におおむね貢献しているが改善の余地もある。

「特に優れた点及び改善を要する点等」としては、学際的で多様な教員が参加する教養原論を設け、それを教育課程の核に位置づけていることを特色ある取組として取り上げている。一方、教養教育の目的・目標の達成には、導入・転換教育の実施及び学生の興味等に応じて主体的な学習を促進する体制の整備・充実も必要であり改善を要する点として取り上げている。

3. 教育方法

この項目では、当該大学が有する目的及び目標に照らして、(1)授業形態及び学習指導法に関する取組状況、(2)学習環境（施設・設備等）に関する取組状況、(3)成績評価法に関する取組状況の各要素について評価を行い、その結果を取りまとめている。

各要素の評価においては、授業形態、シラバスの内容と使用法、授業時間外の学習指導法、個々の学生の学力への対応、授業に必要な講義室等、自主的な学習を行う主要な施設、学習に必要な図書・資料、IT 学習環境、成績評価の一貫性、成績評価の厳格性の各観点に基づいて評価を行っている。

これらの評価結果を総合的に判断すると、目的及び目標の達成にかなり貢献しているが、改善の必要がある。

「特に優れた点及び改善を要する点等」としては、シラバスの記載内容の改善に積極的に取り組み、それをインターネットで公開している点、全学共通教育用の図書室を持ち、蔵書の充実を図るとともに開館時間を延長して学生の利用の活性化を試みている点を特色ある取組として成績評価の厳格性について、同一授業科目での成績評価の基準は出されておらず、担当教員に任されている点を、改善を要する点として取り上げている。

4. 教育の効果

この項目では、当該大学が有する目的及び目標において意図する教育の成果に照らして、(1)履修状況や学生による授業評価結果から判断した教育の実績や効果、(2)専門教育履修段階や卒業後の状況等から判断した教育の実績や効果の各要素について評価を行い、その結果を取りまとめている。

各要素の評価においては、学生の履修状況、学生の授業評価結果、専門教育実施担当教員の判断、専門教育履修段階の学生の判断、卒業生の判断の各観点に基づいて評価を行っている。

これらの評価結果を総合的に判断すると、目的及び目標で意図した実績や効果はかなり挙がっているが改善の必要がある。

「特に優れた点及び改善を要する点等」としては、該当するものがなかった。

特記事項

大学から提出された自己評価書から転載

自己評価でしばしば指摘したのは、本学の教養教育の実施責任を担っている教科集団への教員の所属の問題、あるいは、そのことに関わって「一般教育等の授業担当責任を全学に及ぼす」という評議会決定(平成3年6月)の実現に関する問題、さらに、それらの問題を解決できないでいることもあって発生している教室定員を上回る受講生を抱える「大規模授業」の問題であった。このことは、評価項目の「実施体制」は勿論のこと、その他の項目の全ての評価に関わる問題であり、早急に全学の合意を得られる改善策を打ち出す必要がある。

しかしながら、この課題を根本から解決するには、全学の教員の意識や行動を改革する以外に方法はないであろう。本学の場合それを一気に実現する状況にはないことから、これまでは現実的な対応によってより良い方向を模索してきた。現在は、本学が神戸商船大学と統合する平成16年度には、同大学の教員が新たに全学共通授業に参画するばかりでなく、全学共通授業に参画する本学教員も拡大して、教養教育の実施体制の問題を改善するための努力を続けている。

一方、教養教育の「教育効果」に対する教員、卒業予定者、卒業生の評価は、今回の調査では平成13年度に実施した改革の効果は計れないとはいえ、全てにおいて大層厳しいものであった。大学審議会や中央教育審議会の答申を待つまでもなく、教養教育の重要性は、本学においても機会あるごとに指摘されてきた。従って、全教員が今回の教養教育の教育効果に対する評価結果を真摯に受け止め、目的・目標で意図した実績や効果を挙げるができる教養教育を実現するために、全学的に取り組まなければならない。

その場合、自己評価の結果は、実施体制に関わる問題を解決するだけでは不十分であることを明確に示しており、本学の教養教育の理念を全学の教員と学生が共有することによって、教養教育を尊重した新しい学士課程カリキュラムを構築することに最大限の努力を傾注する段階にきていると考えられる。